

第16期定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日(金曜日)

午前10時

※午前9時より受付を開始します。

会場

室町三井ホール&カンファレンス

日本橋室町三井タワー COREDO室町テラス3階

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

※ライブ配信も実施します。

詳細は18ページをご覧ください。



CEO Message

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社の第16期定時株主総会招集ご通知の送付に当たり、ご挨拶を申し上げます。

2025年度は、前半は「ミッション2の挑戦」、そして後半は「次なる飛躍に向けた基盤固め」を進めた一年となりました。残念ながらミッション2の軟着陸は未達となりましたが、当社はこの失敗を真摯に受け止め、外部有識者を交えた「改善タスクフォース」から7つの提言を受領する等、将来ミッションに向けた技術・開発体制の徹底的な見直しと、強化を進めてまいりました。幸いなことに、大型宇宙戦略基金への採択や、欧州宇宙機関からの予算の確保等、各国政府やお客様から変わらぬ信頼をいただくことができています。また、2025年秋に実施した公募増資及び第三者割当増資により、次なる飛躍に向けた財務基盤を固めることができました。常日頃より当社の活動にご理解とご支援をいただいております株主の皆さまに、改めて深く御礼申し上げます。

さて2026年度を展望しますと、事業環境に力強い追い風が吹いております。NASAは2026年3月に実施したイベント「イグニッションIGNITION」（日本語訳：「点火」）において、2028年迄に20回超もの月面着陸ミッションを目指すという大胆な方針を打ち出しました。日本においても宇宙基本計画や宇宙戦略基金を通じ、月面活動の具体化が進んでいます。月面への輸送が単発の実験から、高頻度なインフラへと移行する時代がやってきます。

米国ミッション3の開発遅延に伴い、当社の次のミッションは2028年となりましたが、これは実績のあるエンジンへの変更に加え、新ランダーモデル「ULTRA」への統合と、それに伴う品質

の向上、開発の効率化を見据えた判断によるものです。当社は「ULTRA」の開発を通じて事業環境の潮流を確実に捉え、商業化水準の月面着陸技術の確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役CEO 袴田 武史



証券コード 9348
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目9番3号
株 式 会 社 i s p a c e
代表取締役 CEO 袴 田 武 史

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日の様子は、ライブ配信でもご視聴いただけます。ご視聴方法は本通知18ページの「株主総会ライブ配信のご案内」をご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。本通知3ページ以降の株主総会参考書類に記載した各議案をご検討のうえ、後述の案内に従って2026年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
*株主総会終了後、代表取締役CEO袴田武史によるトークセッションを開催いたしますので、是非ご参加ください。
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー COREDO室町テラス3階
「室町三井ホール&カンファレンス」
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権の行使につきましては、本通知16ページの「議決権行使についてのご案内」及び同17ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

5. 電子提供措置事項

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項（株主総会参考書類等）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.ispace-inc.com/jpn/stock/meeting/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」（ispace）又は「コード」（9348）を入力して検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄からご覧いただけます。）

以上

-
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 2. 株主ではない代理人及び同伴の方（介助等が必要な株主様の付き添いの方を除きます。）等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場できません。
 3. 当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の配布は行いません。必要な株主様は、各ウェブサイトより電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参ください。
 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 将来的な事業機会の創出を図り、現行定款第2条に事業目的を追加するものです。
- (2) 2025年10月に実施した新株発行の結果、当社の発行済株式総数は、現在の発行可能株式総数の7割超に達しております。将来において資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な資金調達を可能とするため、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (条文省略) (新設)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) <u>(9) 宇宙空間における観測サービス及び状況認識サービスの企画、開発及び提供</u> <u>(10) 宇宙空間における通信ネットワークを利用した情報処理・提供サービスの企画、開発及び提供</u> <u>(11) 宇宙空間における発電及び電気の供給に関するサービスの企画、開発及び提供</u>
(9)～(11) (条文省略)	(12)～(14) (現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)	第3条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。
第7条～第46条 (条文省略)	第7条～第46条 (現行どおり)

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	はかまだ 袴田 たけし 武史	代表取締役CEO	再任
2	のざき 野崎 じゅんぺい 順平	取締役CFO 事業統括エグゼクティブ	再任
3	あかうら 赤浦 とおる 徹	社外取締役	再任 社外
4	かわな 川名 こういち 浩一	社外取締役	再任 社外 独立
5	なかだ 中田 かずこ 華寿子	社外取締役	再任 社外 独立
6	はただ 畑田 こうじろう 康二郎	社外取締役	再任 社外 独立
7	まきの 牧野 たかし 隆	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

袴田 武史 (はかまだ たけし)

再任



生年月日

1979年9月3日

所有する当社の株式数

12,000,000株

在任期間

13年1か月

取締役会出席状況

24/24回

略歴、当社における地位及び担当

2006年9月 マサイ・ジャパン株式会社(現
エイミングジャパン株式会社)
入社

2010年9月 合同会社ホワイトレーベルス
ペース・ジャパン(現 当社)設立代
表社員

2013年5月 当社代表取締役CEO【現任】

2015年3月 ispace technologies, inc.
Director

2016年9月 ispace technologies U.S., inc.
Director【現任】

2017年3月 ispace EUROPE S.A.
Director【現任】

重要な兼職の状況

ispace technologies U.S., inc. Director

ispace EUROPE S.A. Director

取締役候補者とした理由

同氏は、2010年に株式会社ispaceの前身である合同会社ホワイトレーベルスペース・ジャパンを設立、代表社員に就任して以来、世界に通用する当社のビジョンを創り、当社を牽引することで、企業価値の向上に大きく貢献してきました。当社は、同氏のリーダーシップの下、月への高頻度かつ低コストの輸送サービスを提供することを目的としたランダー(月着陸船)及び月探査用ローバー(月面探査車)を開発した上、2023年4月には民間企業初となる月面着陸に挑戦し、2025年6月にも月面着陸に向けた二度目の挑戦をするなど、当社のビジョン実現に向けて邁進してきました。これらの経験を活かし当社を牽引することで、当社の企業価値の向上にさらに寄与できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2

野崎 順平 (のざき じゅんぺい)

再任



略歴、当社における地位及び担当

2005年4月	メリルリンチ日本証券株式会社 (現 BofA証券株式会社) 入社	2019年3月	ispace EUROPE S.A. Director 【現任】
2015年1月	同社投資銀行部門ジェネラ イ ンダストリー・グループ ディレクター	2023年6月	ispace technologies U.S., inc. Director 【現任】
2017年4月	当社入社	2024年11月	当社取締役CFO 事業統括エグ ゼクティブ 【現任】
2018年12月	当社取締役CFO		

生年月日

1980年6月10日

所有する当社の株式数

291,800株

在任期間

7年6か月

取締役会出席状況

24/24回

重要な兼職の状況

ispace technologies U.S., inc. Director

ispace EUROPE S.A. Director

取締役候補者とした理由

同氏は、長年の証券会社における企業への財務アドバイザー経験及び機関投資家とのコミュニケーション経験を活かし、2023年4月12日の当社上場を含む総計1,000億円超（2026年3月末時点）の資金調達を通じて、当社の財務戦略の実現を牽引してきました。また、同氏は、2024年11月より兼務する事業統括エグゼクティブとして、グローバル各拠点の営業活動を連携して経営管理を一層強化する役割を務めております。引き続き、当社は今後のミッション実行に向けた財務健全性の確保、及び経営の透明性・公平性を高めていく必要があります。同氏の経験と知見を活かすことによりこれらの経営課題を解消し、当社の企業価値の向上へ更に寄与することができると考え、引き続き同氏を取締役候補者としました。



生年月日

1968年8月7日

所有する当社の株式数

3,219,282株

在任期間

8年6か月

取締役会出席状況

23/24回

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 ジャフコ グループ株式会社) 入社	2014年10月	株式会社ダブルスタンダード 監査役
1999年10月	インキュベイトキャピタルパートナーズ株式会社 ゼネラルパートナー	2015年8月	Sansan株式会社 社外取締役(監査等委員)【現任】
2000年3月	株式会社エスプール 社外取締役【現任】	2017年3月	IFホールディングス株式会社 代表取締役【現任】
2005年6月	株式会社jig.jp 社外取締役【現任】	2017年12月	当社社外取締役【現任】
2007年8月	Sansan株式会社 社外取締役	2019年7月	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長
2010年9月	インキュベイトファンド株式会社 代表取締役【現任】	2021年6月	株式会社ダブルスタンダード 社外取締役【現任】
		2021年6月	Space BD株式会社 社外取締役【現任】
		2023年7月	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 特別顧問 【現任】

重要な兼職の状況

インキュベイトファンド株式会社 代表取締役
Space BD株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、複数の企業やファンドの役員を務めており、ベンチャーキャピタリストとして、また、企業経営者として、豊富な経験及び見識を有しております。また、長年にわたり資金調達面から当社の財務戦略の実現を牽引してきました。これらの経験及び見識を踏まえ、財務面や事業面を中心に、当社の経営に対する有用な助言をいただくとともに、業務執行の監督について適切な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年6か月となります。

候補者番号 4

川名 浩一 (かわな こういち)

再任 社外 独立



生年月日

1958年4月23日

所有する当社の株式数

—

在任期間

5年6か月

取締役会出席状況

24/24回

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	日揮株式会社(現 日揮ホールディングス株式会社) 入社	2019年6月	東京エレクトロニクス株式会社 社外取締役
2007年8月	同社執行役員営業本部 新事業推進本部長	2019年6月	株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役
2009年7月	同社常務取締役営業統括本部長	2019年6月	コムシスホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
2010年7月	同社取締役副社長	2020年6月	株式会社レノバ 社外取締役
2011年7月	同社代表取締役社長兼最高執行責任者(COO)	2020年12月	当社社外取締役【現任】
2012年6月	同社代表取締役社長	2023年3月	株式会社クボタ 社外取締役【現任】
2017年6月	同社取締役副会長	2023年6月	株式会社レノバ 取締役会長 (非業務執行・非常勤)【現任】
2018年6月	同社副会長	2026年6月	エーザイ株式会社 社外取締役【予定】
		2026年6月	コムシスホールディングス株式会社 社外取締役【予定】

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、日揮株式会社(現 日揮ホールディングス株式会社)において代表取締役社長を務め、グローバルかつ大規模なEPC事業(注 Engineering(設計), Procurement(調達), Construction(建設)を一括して実施する事業)の構築に携わった豊富な経験及び見識を有しております。これらの経験及び見識を踏まえ、とりわけ世界情勢・技術開発・プロジェクトマネジメントなど複雑な事業課題に関し、経営全般に対する有用な助言をいただくとともに、独立した立場から業務執行の監督を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会最終の時をもって5年6か月となります。

候補者番号 **5** **中田 華寿子** (なかだ かずこ)

再任 **社外** **独立**



生年月日
1965年1月15日
所有する当社の株式数
—

在任期間
4年
取締役会出席状況
24/24回

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月	電通ヤング・アンド・ルピカム株式会社 入社	2019年12月	株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役
1997年1月	スターバックスコーヒージャパン株式会社 入社	2020年3月	アクチュアリ株式会社 代表取締役【現任】
2005年1月	株式会社GABA 入社	2021年6月	株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締役【現任】
2008年4月	ライフネット生命保険株式会社 入社	2021年7月	当社社外監査役
2011年4月	同社常務取締役	2022年6月	当社社外取締役【現任】
2019年5月	株式会社マネースクエア 社外取締役	2023年12月	株式会社エニトグループ 社外取締役【現任】

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、マーケティング・PRの専門家であり、またネット系生命保険会社での常勤取締役の経験及び複数社の社外取締役としての経験を通じ、企業経営に関する豊富な見識を有しております。これらの経験及び見識を踏まえ、とりわけマーケティング・PRや組織開発について当社の業務に対する有用な助言をいただくとともに、独立した立場から業務執行の監督を果たしていただけのものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号 **6**

畑田 康二郎 (はただ こうじろう)

再任 **社外** **独立**



生年月日
1979年5月18日

所有する当社の株式数
—

在任期間
4年

取締役会出席状況
24/24回

略歴、当社における地位及び担当

2004年4月	経済産業省 入省	2019年10月	株式会社デジタルハーツプラス 代表取締役
2012年6月	外務省出向、欧州連合日本政府 代表部(在ベルギー王国日本大 使館併任)	2021年10月	株式会社アークエッジ・スペ ース 社外取締役【現任】
2015年7月	内閣府出向、宇宙戦略室(現 宇 宙開発戦略推進事務局)	2022年5月	株式会社デジタルハーツプラス 取締役
2018年7月	株式会社デジタルハーツホール ディングス 入社	2022年5月	将来宇宙輸送システム株式会社 設立 代表取締役【現任】
		2022年6月	当社社外取締役【現任】

重要な兼職の状況

将来宇宙輸送システム株式会社 代表取締役
株式会社アークエッジ・スペース 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、経済産業省でのエネルギー政策・産業政策の業務、内閣府宇宙開発戦略推進事務局での民間宇宙ビジネス拡大への取り組み等を通じて、豊富な経験及び幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識を踏まえ、とりわけ政府との関係性及び政策に関する観点において、当社が進める月面開発事業に対する有用な助言をいただき、また、独立した立場から業務執行の監督を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号 7

牧野 隆 (まきの たかし)

再任 社外 独立



生年月日
1957年8月15日

所有する当社の株式数

—

在任期間
4年

取締役会出席状況
24/24回

略歴、当社における地位及び担当

1989年7月	日産自動車株式会社 入社	2016年6月	株式会社IHIエアロスペース 常務取締役
2000年7月	事業譲渡により、石川島播磨重 工業株式会社(現 株式会社IHI) 入社	2017年6月	同社代表取締役社長
2011年4月	同社理事	2021年7月	同社顧問【現任】
2012年6月	株式会社IHIエアロスペース 取締役	2022年4月	株式会社IHI 顧問
2015年7月	株式会社IHI 執行役員	2022年6月	当社社外取締役【現任】
		2024年4月	株式会社IHI 航空・宇宙・防衛 事業領域 エグゼクティブディ レクター【現任】

重要な兼職の状況

株式会社IHI 航空・宇宙・防衛事業領域
エグゼクティブディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、株式会社IHIエアロスペースの代表取締役社長を務め、宇宙開発事業に長年取り組んでこられた豊富な経験及び見識を有しております。これらの経験及び見識を踏まえ、宇宙開発事業を推進する上での技術、事業、経営のバランスに配慮した有用な助言をいただくとともに、独立した立場から業務執行の監督を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 赤浦徹氏が代表取締役を務めるインキュベイトファンド株式会社、並びに同社が運用するファンドであるインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、IF SPV1号投資事業組合及びIF Growth Opportunity Fund I, L.P.が保有する当社株式はありますが、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤浦徹氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏は、社外取締役候補者です。
3. 当社は、赤浦徹氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、会社法第423条第1項の責任につき、同第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての被保険者について、保険料の全額を会社が負担しております。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。
5. 当社は、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合には、各氏を引き続き独立役員に指定する予定です。

第3号議案**監査役2名選任の件**

監査役の井上優司氏及び轟芳英氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号 **1** **井上 優司** (いのうえ ゆうじ)

再任**略歴、当社における地位**

1977年4月	三菱重工業株式会社入社	2018年3月	当社経理シニア・アドバイザー
2004年4月	同社汎用機・特車事業本部 企画経理部部長	2018年8月	当社内部監査室長
2009年1月	同社汎用機・特車事業本部 副事業部長	2020年3月	当社常勤監査役【現任】
2012年4月	同社本社社長室企画部 調査役		
2013年10月	MHIファイナンス株式会社入社		
2014年6月	同社監査役		

生年月日

1954年1月10日

所有する当社の株式数

—

在任期間

6年3か月

取締役会出席状況

24/24回

監査役会出席状況

14/14回

重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

同氏は、三菱重工業株式会社において事業部門の企画経理責任者や社長室企画部の調査役として企業のガバナンス構築に携わった豊富な経験及び見識を有しております。また、当社において常勤監査役として6年にわたり職務を遂行し、当社の事業内容及び業務全般、内部統制の状況を十分に把握しております。これらの経験及び知見を踏まえ、継続して当社の監査体制の実効性を向上していただけるものと判断し、引き続き同氏を監査役候補者としました。



生年月日
1964年8月17日
所有する当社の株式数
—

在任期間
4年
取締役会出席状況
24/24回
監査役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位

1989年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2022年6月	当社社外監査役【現任】
1993年3月	公認会計士登録	2024年11月	株式会社ZenmuTech 社外監査役
2021年5月	一般社団法人総合研究フォーラム理事【現任】	2025年5月	クラフツ監査法人 パートナー・CSO【現任】
2021年7月	轟公認会計士事務所開設【現任】	2026年3月	株式会社ZenmuTech 社外取締役（監査等委員）
2021年9月	株式会社MICIN社外監査役【現任】		【現任】

重要な兼職の状況

株式会社MICIN社外監査役（常勤）

社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人において豊富な実務経験を有し、会計・監査に関する高度な専門知識を備えております。また、複数の法人で監査役・役員を務めており、役員として会社のガバナンス構築に関する豊富な経験・見識も有しております。さらに、当社において監査役として4年にわたり職務を遂行し、当社の事業内容および業務全般、内部統制の状況を十分に把握しております。これらの経験を当社の監査体制強化に活かしていただけると判断し、引き続き同氏を監査役候補者としました。

なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 轟芳英氏は、社外監査役候補者です。
3. 当社は、井上優司氏及び轟芳英氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規程に基づき、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、会社法第423条第1項の責任につき、同第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての被保険者について、保険料の全額を会社が負担しております。監査役候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。
5. 当社は、轟芳英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合には、同氏を引き続き独立役員に指定する予定です。

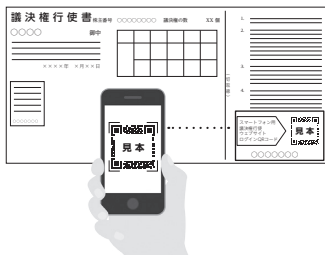
以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

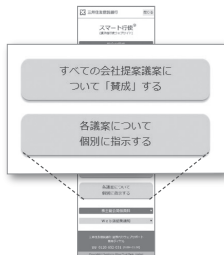
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

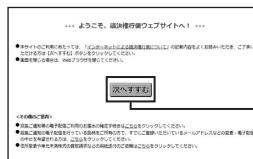
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

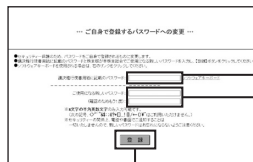
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

ライブ配信については、株主様向けにご発送する株主総会招集ご通知に記載のご案内をご覧ください。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、人類の生活圏を宇宙に広げ、持続的な世界を実現するべく、「Expand our planet. Expand our future.」をビジョンに掲げ、月面開発の事業化に取り組んでいる次世代の民間宇宙企業です。

当連結会計年度における世界経済は、米国ドナルド・トランプ大統領による第二次政権下の諸政策の進展や、不安定な資本市場、為替変動等により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する宇宙資源開発の分野では、2026年3月にNASA（アメリカ航空宇宙局）により開催された「Ignition」イベントにおいて、2030年までの月面基地構築に向けた投資の集中や、2028年までに20回を超える月面着陸ミッションを実施する方針など、今後の月面開発事業を大幅に加速させる計画が発表されました。加えて、同年4月には、NASAによるアルテミスIIミッションにおいて、53年ぶりとなる有人月周回飛行を成功させ、宇宙飛行士が無事帰還したことで、月面探査への機運は世界的に一段と高まっております。こうしたマクロ環境の変化を背景に、民間企業による月面開発需要は中長期的に強力な追い風となっております。

日本においても、2025年10月に発足した高市政権下で宇宙および経済安全保障分野の重要性が引き続き強調されており、当社を取り巻く事業環境は好調に推移しております。10年間で総額1兆円規模の「宇宙戦略基金」に関しては、当該基金の第1期の公募テーマのひとつ「月面の水資源探査技術（センシング技術）の開発・実証」（支援上限額：64億円（注1））において、当社は代表機関である国立大学法人東京科学大学を中心とするプロジェクトの中核的連携機関として採択され、代表機関から受領する最大額は47億円（注2）となることを見込んでおります。更に、2025年3月に公表された3,000億円規模の第2期テーマのうち、当社は「月極域における高精度着陸技術」（支援上限額：200億円（注3））に採択され、本採択に伴いミッション4の開発開始を正式に決定いたしました。

また、欧州においてもESA（European Space Agency）よりMAGPIEプロジェクトフェーズ2の予算確保が発表されるなど、将来のミッションに向けたグローバルでの事業進捗がみられました。

このような環境を背景に、当社は2026年3月、外部専門家を交えた「改善タスクフォース」による成果報告を受け、中長期的な成功確度の最大化と開発効率の向上を目的とした事業戦略のアップデートおよびミッションスケジュールの再設定を実施いたしました。具体的には、「改善タスクフォース」からの提言を受けて今後のミッションに向けた改善策を策定するとともに、これまで日米で個別に進めてきたランダー開発体制を統合し、より信頼性の高いエンジンを採用した共通プラットフォームである新モデル「ULTRA」ランダーを導入することを決定いたしました。これに伴い、米国により実施されるミッション5（注4）の打上げ時期を2030年へと再設定しております。あわせて、自社月周回衛星を用いた通信・測位サービスである「ルナ・コネクトサービス」の検討も開始いたしました。

次回の打上げは2028年（注5）、日本主導のミッション3を予定しており、開発は構造試験モデルの製造フェーズへと移行し、予定されているPDR（基本設計審査）に向けて着実に進捗しております。今後のミッションに向けて、宇宙航空研究開発機構（JAXA）からの技術支援を受けており、JAXA及び宇宙科学研究所（ISAS）の小型月着陸実証機SLIMのプロジェクトに携わったメンバーも参画の上、開発体制を強化しております。以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,307百万円、営業損失は11,580百万円、当期純損失は8,152百万円となりました。

- （注1） 今後ステージゲート審査等により変動し得る数字であるため、全額を受領することが現時点で確定するものではありません。
- （注2） 最終的な契約金額は、JAXA及び代表機関による実績報告及び成果報告書の内容についての検査、並びに契約金額の確定通知をもって確定されます。
- （注3） 今後ステージゲート審査等により変動し得る数字であるため、全額を受領することが現時点で確定するものではありません。
- （注4） 本米国ミッションは当社がTeam Draperの一員としてNASAのCLPSタスクオーダーCP-12に採択されているミッションであり、新スケジュールの下でのCP-12実行に関してはNASAからの正式な承認待ちとなります。
- （注5） 当初2027年内として経済産業省及びSBIR事務局と合意しておりましたが、足許、本書提出日時点では当社内の開発計画上、2028年内の打上げとなることを見込んでおります。本変更については、関係省庁及びSBIR事務局と調整中の段階であり、最終的には経済産業省の認可を受領の後、正式に計画変更が認可されることとなります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,069百万円であり、その主なものは当社子会社において、月周回衛星サービス（ミッション2.5）及びミッション5に関連するリレー衛星等への投資であります。また、当社において本社移転に伴う建物附属設備等への投資を実施しております。

なお、当社グループは、月面開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達等についての状況

当連結会計年度中においては、2025年10月から11月にかけて、公募及び第三者割り当てによる新株式発行並びに当社株式のオーバーアロットメントによる売出しにより40,178,800株の新株式を発行し、18,259百万円の資金調達を行いました。また、ミッション3・ミッション4の開発および運用等に係る運転資金に充当するため、金融機関より借入金15,500百万円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2023年 3 月期)	第 14 期 (2024年 3 月期)	第 15 期 (2025年 3 月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(百万円)	989	2,357	4,743	3,307
親会社株主に帰属 する当期純損失(百万円)	△11,398	△2,366	△11,945	△8,152
1株当たり当期純損失 (円)	△211	△29	△124	△66
総 資 産(百万円)	7,192	27,033	27,189	47,704

(注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり当期純損失については1円未満を四捨五入しており、その他については百万円未満を切り捨てております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2023年 3 月期)	第 14 期 (2024年 3 月期)	第 15 期 (2025年 3 月期)	第 16 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(百万円)	625	1,012	2,402	1,116
当 期 純 損 失(百万円)	△11,319	△2,342	△13,539	△12,878
1株当たり当期純損失 (円)	△210	△29	△141	△104
総 資 産(百万円)	7,015	25,551	22,068	41,170

(注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり当期純損失については1円未満を四捨五入しており、その他については百万円未満を切り捨てております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	議決権に対する所有割合	主要な事業内容
ispace EUROPE S.A.	ルクセンブルク	40,000ユーロ	100.0%	月面開発事業
ispace technologies U.S., Inc.	米国	500,000.01米ドル	100.0	月面開発事業
株式会社ispace Ops Japan	東京都中央区	1,000,000円	100.0	月面開発事業

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する宇宙関連ビジネスは、グローバル・ベースで継続的かつ加速度的に拡大していくものと見込まれており、この産業の潮流に対応するために必要な技術確立が急がれる状況です。多額の先行研究開発投資と長期の開発期間を要する宇宙関連機器の開発に従事していることから、当社は現在のところすべての開発投資を補うための収益は生じておらず、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、当連結会計年度末時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消し、安定的な事業収益が創出されるまでの間、下記を重要な課題として取り組んでおります。

ただし、当該重要事象等を解決するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

①研究開発の推進

日本で商業用の新たなモデルを使用するミッション3及び宇宙戦略基金の採択をもって開発開始を決定したミッション4、また米国での初の打上げとなるミッション5に向けて、打上事業者による打上機会を確保すると同時に、開発スケジュール、開発コスト及び開発クオリティを厳格に管理することで、ランダー及びローバーの開発を着実に進めてまいります。

②顧客の開拓

当社が事業収益を獲得するために必要なランダー及びローバーは開発途上にあります。また当社が事業収益を見込む市場は、現在グローバルでも草創期に当たります。当社では現在ミッション3からミッション5までの顧客からの潜在的受注を確認していますが、事業収益の安定化に向けて引き続き中長期的に持続可能な顧客市場を開拓してまいります。

③人材の確保

当社はランダー及びローバーの研究開発を遂行するために、継続して多様な開発領域について

高度な専門性と能力を備えた人材を国内外から雇用しております。

また、急速に従業員数が拡大する組織の中において、各人材がその能力を最大限に発揮することが可能な環境を整えるための取り組みを引き続き行ってまいります。

④成長に対応した内部統制の構築と適切な運用

今後の事業運営及び業容拡大に対応すべく、必要な業務プロセス、財務・経理上の体制、労務管理、子会社管理、セキュリティ管理等を整備する等、当社の成長に対応した内部統制の構築及び運用の実施を引き続き行ってまいります。

⑤中長期的な成長資金の確保

当社にとって、安定的な事業収益化を目指す上で将来的に継続的なミッションの実現が必要であり、そのための必要資金を着実に確保することが重要です。当社ではこれまで、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、第三者割当増資、金融機関からの借入、クラウドファンディング、公募増資等によって資金調達をしてまいりましたが、今後も、ミッション推進のために機動的な資金調達の可能性を適時検討してまいります。

また、当社はミッション1に関して三井住友海上火災保険株式会社との間で損害保険契約を締結しミッション1において保険金を受領しております。当社は保険によるリスク低減も財務安全性確保のための一つの手段として認識しており、ミッション3以降も保険の利用を検討しております。なお、ミッション2においては、その保険責任範囲外であるため、保険金は受領しておりません。

金融機関からの借入については、2024年3月期には複数行より総額75億円の融資契約を締結しており、2025年3月期には複数行より借換も含めて総額193億円の融資契約を締結しております。また、当連結会計年度においても155億円の融資契約を締結しております。

資本調達についても、2024年10月にはCVI Investments, Inc.との間でのEquity Program Agreementを締結し第三者割当増資による新株式及び新株予約権を発行しております。また、2025年10月から11月にかけて、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式のオーバーアロットメントによる売出しを実施しており、払込が完了しております。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の事業は月面開発事業の単一セグメントです。

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

- ① 当社の主要な営業所
本社：東京都中央区日本橋本町一丁目9番3号

- ② 重要な子会社の主要な営業所
「(3) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 企業集団の従業員の状況
正社員330名 (前連結会計年度比17名増)
その他、契約社員3名、派遣社員18名、アルバイト9名

- ② 当社の従業員の状況
正社員181名 (前事業年度比12名増)
その他、契約社員2名、派遣社員18名、アルバイト9名

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,851百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	8,206
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,086
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,400
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	1,400
朝 日 信 用 金 庫	500

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 146,209,628株 (自己株式55株を除く)
- ③ 株主数 116,744名
- ④ 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
袴田武史	12,000,000	8.21%
高砂熱学工業株式会社	6,997,520	4.79%
JICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合	6,410,200	4.38%
インキュバイトファンド3号投資事業有限責任組合	5,992,580	4.10%
栗田工業株式会社	4,273,500	2.92%
赤浦徹	3,219,282	2.20%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 1 9	2,986,100	2.04%
株式会社日本政策投資銀行	2,816,180	1.93%
IF GROWTH OPPORTUNITY FUND 1, L.P.	2,135,720	1.46%
三井住友信託銀行株式会社	1,968,500	1.35%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 32,400株	2名

(注) 上記は、譲渡制限付株式ユニット (RSU) 制度に基づき付与したユニットに係る株式数であり、一定期間の継続在任等を条件として権利確定するものであります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年5月23日	2020年2月26日
新 株 予 約 権 の 数		410個	15,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,200株 (新株予約権1個につき 20株)	普通株式 300,000株 (新株予約権1個につき 20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,380円 (1株当たり 119円)	新株予約権1個当たり 3,200円 (1株当たり 160円)
権 利 行 使 期 間		2020年5月24日から 2028年5月23日まで	2022年2月27日から 2030年2月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 410個 目的となる株式数 8,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 300,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 第4回新株予約権の主な行使条件

- (1)新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員等の地位（以下「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位（業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。）にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年間は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年を経過した後であっても、行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当と認める場合には、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位又は社外協力者の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から6ヶ月間は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続

- 人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとみなす。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
 - (4)新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
 - (5)前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

行使価額の修正

2024年3月13日開催の取締役会において決議された海外募集による新株式発行に関し、2024年3月25日に決定した払込金額が、各新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、行使価額は、2024年3月29日を修正日として122円から119円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

2. 第6回新株予約権の主な行使条件

- (1)新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位（以下「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位（業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。）にある場合限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)本新株予約権は、権利者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4)新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5)前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

行使価額の修正

2024年3月13日開催の取締役会において決議された海外募集による新株式発行に関し、2024年3月25日に決定した払込金額が、各新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、行使価額は、2024年3月29日を修正日として164円から160円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日	2024年10月11日	2024年11月18日
新株予約権の数	27,500個	27,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	本新株予約権1個当たり828円	本新株予約権1個当たり729円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき802円	1株につき729円
権利行使期間	2024年10月29日から 2028年10月28日まで	2024年12月4日から 2028年12月3日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日	2025年1月14日	2025年3月26日
新株予約権の数	27,500個	27,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	本新株予約権1個当たり1,443円	本新株予約権1個当たり935円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,070円	1株につき785円
権利行使期間	2025年1月30日から 2029年1月29日まで	2025年3月27日から 2029年3月26日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役CEO	袴 田 武 史	ispace technologies U.S., inc. Director ispace EUROPE S.A. Director
取締役CFO 事業統括エグゼクティブ	野 崎 順 平	ispace technologies U.S., inc. Director ispace EUROPE S.A. Director
取 締 役	赤 浦 徹	インキュベイトファンド株式会社 代表取締役 Space BD株式会社 社外取締役
取 締 役	川 名 浩 一	－
取 締 役	中 田 華 寿 子	－
取 締 役	畑 田 康 二 郎	将来宇宙輸送システム株式会社 代表取締役 株式会社アークエッジ・スペース 社外取締役
取 締 役	牧 野 隆	株式会社IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 エグゼクティブディレクター
監 査 役 (常 勤)	井 上 優 司	－
監 査 役	轟 芳 英	株式会社MICIN 社外監査役
監 査 役	内 藤 亜 雅 沙	日東紡績株式会社 社外取締役 GLP投資法人 監督役員 東京短資株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役の赤浦徹氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏は、社外取締役です。
 2. 監査役の轟芳英氏、内藤亜雅沙氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役の井上優司氏は、他の会社の経理・財務部門に約35年間、当社の経理シニア・アドバイザー及び内部監査室長として約5年間勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 社外監査役轟芳英氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、また有限責任あずさ監査法人でのパートナーとしての経験から企業統治に関する見識を有しております。
 5. 社外監査役内藤亜雅沙氏は、弁護士の資格を有し、企業法務の分野に精通しており、また田辺総合法律事務所でのパートナーとしての経験から企業統治及び経営体制構築に関する見識を有しております。
 6. 当社は社外取締役の川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏並びに社外監査役の轟芳英氏及び内藤亜雅沙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
 7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先との間に重要な取引関係はありません。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び監査役

の全員と会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役及び監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、保険料の全額を当社が負担しております。

④ 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	72,005 (14,400)	62,470 (14,400)	- (-)	9,535 (-)	6 (4)
監査役 (うち社外監査役)	16,780 (7,200)	16,780 (7,200)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 当社取締役及び監査役の報酬の総額は、2023年6月28日開催の定時株主総会において、それぞれ年額150,000千円(うち社外取締役は50,000千円)及び25,000千円(うち社外監査役は10,000千円)以内と決議しており、各取締役及び各監査役の報酬算定方法は、取締役会及び監査役会にて定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役6名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)です。

また、当社業務執行取締役に対して付与される譲渡制限付株式ユニットにかかる報酬の総額は、2024年6月28日開催の定時株主総会において、当該株式ユニットにより割り当てられる当社普通株式の総数を年300,000株以内かつその総額を年100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名です。

上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式ユニットによる株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、当該株式ユニットは当事業年度末時点では権利確定しておりません。

2. 当社は、2024年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員評価・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員評価・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう設計する。また、有能な人材の確保・リテンションを考慮しつつ、個々の取締役の各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬及び退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 個人別の金銭報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月列の固定報酬とし、役位、在任年数、職務・職責、貢献度等諸般の事項を踏まえ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。また、当社の業務執行取締役の退職慰労金は、退任時の報酬等の額、在任年数、役位、貢献度等に応じた基準を予め定め、株主総会において取締役会への一任決議を経た上で取締役会（ホ. の委任を受けた代表取締役）において当該基準に従い決定し、退任後に支給する。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役に対しては、非金銭報酬等として、役位、職務・職責、貢献度等に応じて、譲渡制限付株式ユニットを付与し、付与を受けた株式ユニットと同数の当社株式数の時価相当額を金銭報酬債権として、2025年以降、毎年、一定の時期に支給し、各業務執行取締役は、金銭報酬債権の全部を当社に対して現物出資して、当社普通株式の割当てを受ける。

二. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と規模、事業内容や成長ステージが類似するベンチマーク企業の報酬体系を踏まえ、業務執行取締役の職務・職責、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、代表取締役及び代表取締役によって指名された社外取締役3名によって構成される役員評価・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（ホ. の委任を受けた代表取締役）は役員評価・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役が取締役会からその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び退職慰労金の額並びに譲渡制限付株式ユニットの評価配分とする。代表取締役は、基本報酬の額及び譲渡制限付株式ユニットの評価配分については、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額・総数の範囲内において、各取締役の役位、職務・職責等に応じて決定し、役員退職慰労金の額については、ロ. の予め定めた基準に従い決定する。なお、代表取締役は、当該決定にあたっては、役員評価・報酬諮問委員会からの答申内容を尊重する。

3. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、上記注2.ホ.に記載された取締役会からの委任に基づき、代表取締役CEO袴田武史が決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役についての評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断しているためです。
4. 取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。

⑤ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割の概要
社外取締役	赤浦 徹	当事業年度に開催された24回のうち23回の取締役会に出席いたしました。取締役会では主にベンチャーキャピタリスト・企業経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に当社の財務戦略及び事業戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	川名 浩一	当事業年度に開催された24回の取締役会全てに出席いたしました。取締役会では主に企業経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に世界情勢・技術開発・プロジェクトマネジメントなどの事業面並びに経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	中田 華寿子	当事業年度に開催された24回の取締役会全てに出席いたしました。取締役会では主にマーケティング及びPRの専門家の見地から積極的に意見を述べており、特にマーケティング・PR及び組織開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	畑田 康二郎	当事業年度に開催された24回の取締役会全てに出席いたしました。取締役会では主に宇宙ビジネスの専門家及び企業経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に政府・政策面について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割の概要
社外取締役	牧野 隆	当事業年度に開催された24回の取締役会全てに出席いたしました。取締役会では主に企業経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に宇宙開発事業推進のための技術・事業及び経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	轟 芳英	当事業年度に開催された24回の取締役会全て、14回の監査役会全てに出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム・内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	内藤 亜雅沙	当事業年度に開催された24回の取締役会全て、14回の監査役会全てに出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法的リスク・コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 氏名又は名称 有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区 分	監査業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社の当期に係る報酬等の額	57,760千円	19,000千円
子会社の当期に係る報酬等の額	30,847千円	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88,607千円	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していませんため、概算値によっております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、公募及び第三者割当による新株式発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

なお、会計監査人と同一のネットワーク・ファームであるKPMG税理士法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である税務関連業務及び税務に関するアドバイザリー業務を委嘱し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、月面開発事業に係る研究開発投資及び事業基盤の拡充を優先する段階にあることから、内部留保の充実及び財務基盤の強化を図ることが重要であると考えております。現時点では、これらの投資を通じて事業拡大を推進することが、株主の皆様に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

剰余金の配当につきましては、内部留保の充実状況、業績、財政状態及び今後の事業展開等を総合的に勘案しながら検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定する旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、利益剰余金がマイナスの状況にあること等から、誠に遺憾ではございますが、期末配当は無配とさせていただきます。

今後につきましては、中長期的な企業価値向上に向けた研究開発投資及び事業拡大を推進するとともに、収益力及び財務体質の強化に努め、将来的な株主還元を検討してまいります。

3. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社で共有すべきルールや考え方、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ② 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
 - ③ 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受ける。
 - ④ 取締役会は、当社における法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
 - ⑤ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当な要求に応じないことを基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために反社会的勢力対応規程を制定する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令並びに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に対応する体制を構築する。
 - ② 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外の適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会規程、当社決裁権限規程を定め、取締役会の職務及び権限の明確化を図る。
 - ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 関係会社担当部署を設置し、子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
 - ② 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、CFOはその進捗状況を定期的に取締役会に報告する。
 - ③ 上記(3)の損失の危険の管理に関する事項は子会社に適用させ、当社がグループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ④ 子会社における職務執行に関する権限については、決裁権限規程に明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - ⑤ 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議等の重要な社内会議へ出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について取締役及び使用人から報告を受けることができる。
- ② 取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかにこれを監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(10) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正性及び透明性を担保する。
- ② 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、当社の対処すべき課題及び監査上の重要課題等について相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ④ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができる。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況につき、内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は使用人に対し、必要なコンプライアンスについて周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

(3) リスク管理体制

経営戦略会議において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

(4) 内部監査

内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	34,384,613	流 動 負 債	5,696,943
現金及び預金	29,690,611	短期借入金	3,089,806
売掛金	28,333	契約負債	754,204
前渡金	3,991,994	株式報酬引当金	22,737
仕掛品	28,902	その他	1,830,195
その他	644,771		
固 定 資 産	13,320,342	固 定 負 債	26,834,526
有 形 固 定 資 産	7,218,344	長期借入金	26,353,510
建物附属設備	925,563	株式報酬引当金	62,272
工具、器具及び備品	1,217,455	その他	418,743
使用権資産	196,128		
建設仮勘定	5,407,758	負 債 合 計	32,531,470
その他	6,899	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△535,462	株 主 資 本	16,270,727
無 形 固 定 資 産	55,200	資本金	20,720,194
ソフトウェア	54,270	新株式申込証拠金	3,239
その他	930	資本剰余金	20,627,172
		利益剰余金	△25,079,815
投 資 そ の 他 の 資 産	6,046,797	自己株式	△65
長期前渡金	5,515,551	その他の包括利益累計額	△1,206,460
その他	531,245	為替換算調整勘定	△1,206,460
		新株予約権	109,218
資 産 合 計	47,704,955	純 資 産 合 計	15,173,485
		負 債 純 資 産 合 計	47,704,955

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,307,092
売上原価		6,160,437
売上総損		△2,853,344
販売費及び一般管理費		8,726,719
営業外収入		△11,580,063
受取利息	140,901	
補助金収入	2,583,796	
為替差益	2,742,251	
その他収入	4,865	
	0	5,471,815
営業外費用		
支払利息	1,816,406	
株式交付費用	64,064	
資金調達費用	144,398	
その他費用	8,398	2,033,267
経常損失		△8,141,515
特別損失		
固定資産除却損	1,416	1,416
税金等調整前当期純損失		△8,142,931
法人税、住民税及び事業税	9,180	9,180
当期純損失		△8,152,112
親会社株主に帰属する当期純損失		△8,152,112

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		資 本			株主資本合計
	資 本 金	新 株 式 申 込 証 拠 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	11,542,332	18,508	11,449,310	△16,927,703	△65	6,082,382
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	9,129,737		9,129,737			18,259,475
譲渡制限付株式報酬	21,997		21,997			43,994
新株予約権の行使	26,127	△52,496	26,127			△241
新株式申込証拠金の払込		37,228				37,228
親会社株主に帰属する当期純損失				△8,152,112		△8,152,112
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						-
当連結会計年度変動額合計	9,177,862	△15,268	9,177,862	△8,152,112	-	10,188,344
当連結会計年度末残高	20,720,194	3,239	20,627,172	△25,079,815	△65	16,270,727

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	815,926	815,926	109,278	7,007,587
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				18,259,475
譲渡制限付株式報酬				43,994
新株予約権の行使			△59	△301
新株式申込証拠金の払込				37,228
親会社株主に帰属する当期純損失				△8,152,112
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△2,022,386	△2,022,386		△2,022,386
当連結会計年度変動額合計	△2,022,386	△2,022,386	△59	8,165,898
当連結会計年度末残高	△1,206,460	△1,206,460	109,218	15,173,485

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 ispace EUROPE S.A.
ispace technologies U.S., inc.
株式会社ispace Ops Japan

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるispace EUROPE S.A.及びispace technologies U.S., inc.の決算日は12月31日、株式会社ispace Ops Japanの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結子会社の決算日と連結決算日との差異期間に発生した連結会社間取引に係る重要な不一致については、必要な修正を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を、在外連結子会社は定額法によっております。なお、米国会計基準を適用している在外連結子会社については、米国会計基準のASC第842号「リース」を適用し、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産はリース期間を耐用年数とし、減価償却方法は定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10年～18年
工具、器具及び備品	2年～15年
使用権資産	2年～4年

ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

② 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることのできる受注案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

ハ. 株式報酬引当金 譲渡制限付株式ユニット付与に基づく株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客荷物（以下「ペイロード」という。）を当社グループのランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスの履行義務には、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げ前から顧客のペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験や関連するデータ通信等にかかるサービスの提供までが含まれております。当該履行義務は一定期間で充足されるものと判断しており、一部の契約においては履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、一部の契約には、サービスの提供状況等に応じた返金条項が含まれており、当該返金額については変動対価として認識しております。

ロ. パートナーシップサービス

当社グループの活動をコンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマークの露出、映像データ利用権等をパッケージとして販売し、技術開発や事業開発で協業を行うパートナーシップ・プログラムの提供をしております。顧客は契約期間にわたり便益を享受することから、履行義務は一定期間で充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、固定資産7,273,544千円（有形固定資産7,218,344千円及び無形固定資産55,200千円）を計上しております。

当社グループは、営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるなど減損の兆候が見られる場合には、資産グループについて減損損失の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度において、事業管理の実態及びキャッシュ・フローの相互関連性等を踏まえ、資産のグループングについて見直しを行いました。従来は当社及び株式会社ispace Ops Japanを一つの資産グループとし、ispace EUROPE S.A.、ispace technologies U.S., inc.をそれぞれ別個の資産グループとして減損の評価を行っていましたが、当連結会計年度より、当社グループ全体を一つの資産グループとして減損の評価を行う方法に変更しております。

その結果、減損の兆候は認められたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しており、減損損失は計上しておりません。

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約等に基づく収益の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 財務制限条項

- ① 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年11月10日契約（当連結会計年度末残高1,189,806千円）

イ.各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持

すること。

□.各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること

② 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年4月25日契約（当連結会計年度末残高1,851,269千円）

イ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

□.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

③ 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年7月26日契約（当連結会計年度末残高8,206,240千円）

イ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

□.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

④ 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年3月31日契約（当連結会計年度末残高1,400,000千円）

イ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

□.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

⑤ 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月14日契約（当連結会計年度末残高4,896,000千円）

イ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

□.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

⑥ 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月23日契約（当連結会計年度末残高10,000,000千円）

イ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

□.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(2) 担保に供している資産

投資その他の資産「その他」には、台湾国家宇宙センター(TASA)向け契約に係る前受金返還保証に関連する担保資産191,856千円が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 146,209,683株
- (注) 発行済株式の総数の主な増加要因は、2025年10月から11月にかけて実施した公募による新株式発行、第三者割当による新株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資によるものであります。
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 55株
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 12,935,700株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動に必要な資金を主として金融機関からの借入及び株式発行による資金調達により賄っております。

一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引につきましては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主にミッション3・ミッション4の開発および運用等に係る運転資金に充当するためのものであり、返済期限は決算日後、最長で8年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部にて取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
短期借入金	3,089,806	3,077,436	△12,370
長期借入金	26,353,510	25,818,628	△534,881
合 計	29,443,317	28,896,065	△547,251

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	29,690,611	—	—	—
売掛金	28,333	—	—	—
合 計	29,718,944	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	10,057,510	14,946,000	—	—	1,350,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
短 期 借 入 金	－	3,077,436	－	3,077,436
長 期 借 入 金	－	25,818,628	－	25,818,628
合 計	－	28,896,065	－	28,896,065

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

短期借入金および長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売 上 区 分			合 計
	ペイロード サービス	パートナーシップ サービス	その他	
一時点で移転される財	－	－	246,522	246,522
一定期間にわたり移転される財	2,333,202	374,066	353,300	3,060,570
顧客との契約から生じる収益	2,333,202	374,066	599,823	3,307,092
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,333,202	374,066	599,823	3,307,092

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 契約資産及び契約負債の残高等
 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,544,814
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	28,333
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	2,695,528
契約負債（期末残高）	754,204

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は2,378,003千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が1,941,324千円減少した主な理由は、前受金として受領していたペイロードサービスに係る対価について、履行義務の充足に伴い収益認識を行ったことによるものであります。

- (4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2026年3月31日時点で15,274,992千円であります。当該履行義務は、主にペイロードサービスに関するものであります。

7. 資産除去債務に関する注記

- (1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率は2.315%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	24,282千円
資産除去債務の履行による減少額	△24,282千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	303,525千円
時の経過による調整額	579千円
期末残高	304,104千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 103円01銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 65円96銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(前渡金に係る損失計上及び人員最適化の実施)

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である ispace technologies U.S., inc. (決算日：2025年12月31日) に関し、米国ミッションスケジュールの再設定に伴い、開発中のランダー関連取引の見直し及び人員最適化の実施を決議いたしました。

なお、当該事象は連結決算日前に生じた事象であるものの、12月決算会社である ispace technologies U.S., inc. では決算日現在の財務諸表を使用しており、決算日後に生じた開示後発事象に該当することから、本件による影響は当連結事業年度の連結計算書類等に含まれておりません。

(1) 開発中のランダー関連取引の見直し

連結貸借対照表に計上されている長期前渡金5,515,551千円のうち、3,688,546千円は開発の見直しとなったランダー向け部品に係るベンダーへの支払であり、今後の役務提供を受けられない可能性が高く、また前渡金の回収も見込まれない状況となりました。これにより、当該前渡金評価損（3,688,546千円）の計上を見込んでおります。

(2) 人員最適化の実施

開発体制の見直しに伴い人員最適化を実施することを決定しており、これに伴い、退職金費用96,196千円を見込んでおります。

(3) 業績に与える影響

これらの事象は ispace technologies U.S., inc. における事象であり、当該子会社の財務数値は2025年12月末までに発生した事象が反映されます。これらの事象に関する情報は、連結子会社の決算日（12月）と連結決算日の間に発生した事象であり、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項」に記載の通り、連結子会社の決算日と連結決算日との差異期間に発生した連結会社間取引に係る重要な不一致についてのみ、修正が行われます。

したがって、これら事象は当社の連結計算書類上、開示後発事象として取り扱っており、翌事業年度の連結損益計算書において、前渡金評価損3,688,546千円及び退職金費用96,169千円を特別損失として計上する予定であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,029,895	流動負債	4,513,338
現金及び預金	25,011,612	未払費用	662,815
売掛金	19,420	未払法人税等	192,456
前渡金	1,570,614	契約負債	166,658
前払費用	138,566	短期借入金	333,570
その他の	289,681	株式報酬引当金	3,089,806
		その他の	22,737
			45,294
固定資産	14,140,337	固定負債	26,719,887
有形固定資産	977,608	長期借入金	26,353,510
建物附属設備	922,089	株式報酬引当金	62,272
工具、器具及び備品	304,900	その他の	304,104
その他の	7,509		
減価償却累計額	△256,891		
		負債合計	31,233,225
無形固定資産	9,250	(純資産の部)	
ソフトウェア	8,994	株主資本	9,827,789
その他の	255	資本金	20,720,194
		新株式申込証拠金	3,239
投資その他の資産	13,153,478	資本剰余金	20,627,172
関係会社株式	0	資本準備金	20,627,172
長期貸付金	29,082,417	利益剰余金	△31,522,753
その他の	499,837	その他利益剰余金	△31,522,753
貸倒引当金	△16,428,776	繰越利益剰余金	△31,522,753
		自己株式	△65
		新株予約権	109,218
資産合計	41,170,233	純資産合計	9,937,007
		負債純資産合計	41,170,233

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,116,761
売上原価		1,782,012
売上総損失		△665,251
販売費及び一般管理費		4,389,025
営業損失		△5,054,276
営業外収益		
受取利息	34,673	
補助金収入	2,583,796	
為替差益	2,623,096	
雑収入	24,076	
その他	0	5,265,643
営業外費用		
支払利息	1,818,090	
貸倒引当金繰入額	11,049,624	
資金調達費用	144,398	
株式交付費用	64,064	
その他	2,976	13,079,154
経常損失		△12,867,787
特別損失		
固定資産除却損	1,416	1,416
税引前当期純損失		△12,869,203
法人税、住民税及び事業税		9,110
当期純損失		△12,878,314

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
	資 本 金	新 株 式 申 込 証 拠 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	11,542,332	18,508	11,449,310	11,449,310	△18,644,439	△18,644,439
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	9,129,737		9,129,737	9,129,737		
譲渡制限付株式報酬	21,997		21,997	21,997		
当期純損失 (△)					△12,878,314	△12,878,314
新株予約権の行使	26,127	△52,496	26,127	26,127		
新株式申込証拠金の払込		37,228				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	9,177,862	△15,268	9,177,862	9,177,862	△12,878,314	△12,878,314
当 期 末 残 高	20,720,194	3,239	20,627,172	20,627,172	△31,522,753	△31,522,753

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△65	4,365,646	109,278	4,474,925
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		18,259,475		18,259,475
譲渡制限付株式報酬		43,994		43,994
当期純損失 (△)		△12,878,314		△12,878,314
新株予約権の行使		△241	△59	△301
新株式申込証拠金の払込		37,228		37,228
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	5,462,142	△59	5,462,082
当 期 末 残 高	△65	9,827,789	109,218	9,937,007

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることのできる受注案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

③ 株式報酬引当金

譲渡制限付株式ユニット付与に基づく株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客荷物（以下「ペイロード」という。）を当社のランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスの履行義務には、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げ前からペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験や関連するデータ通信等にかかるサービスの提供までが含まれております。当該履行義務は一定期間で充足されるものと判断しており、一部の契約においては履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

パートナーシップサービス

当社の活動をコンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマークの露出、映像データ利用権等をパッケージとして販売し、技術開発や事業開発で協業を行うパートナーシップ・プログラムの提供をしております。顧客は契約期間にわたり便益を享受することから、履行義務は一定期間で充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度の貸借対照表において、固定資産986,858千円（有形固定資産977,608千円及び無形固定資産9,250千円）を計上しております。

当社の事業は月面開発事業の単一セグメントであるため、すべての固定資産を合わせて一つの資産グループとしており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから減損の兆候があると認められたため、当事業年度において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、減損の兆候は認められますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断したため、減損損失は計上しておりません。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20,378千円
短期金銭債務	59,364千円
長期金銭債権	29,082,417千円

(2) 財務制限条項

① 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年11月10日契約（当事業年度末残高1,189,806千円）

イ.各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

ロ.各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

② 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年4月25日契約（当事業年度末残高1,851,269千円）

イ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

ロ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

③ 当事業年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年7月26日契約（当事業年度末残高8,206,240千円）

イ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

ロ.各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

④ 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年3月31日契約（当事業年度末残高1,400,000千円）

イ.各事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

ロ.各事業年度末における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

⑤ 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月14日契約（当事業年度末残高4,896,000千円）

イ.各事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

ロ.各事業年度末における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

⑥ 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月23日契約（当事業年度末残高10,000,000千円）

イ.各事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

ロ.各事業年度末における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(3) 担保に供している資産

投資その他の資産「その他」には、台湾国家宇宙センター(TASA)向け契約に係る前受金返還保証に関連する担保資産191,856千円が含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	396,167千円
------------	-----------

営業取引以外による取引高	22,554千円
--------------	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	55株
------	-----

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、研究開発費等であります。繰延税金資産の金額に対して評価性引当額を計上しているため、繰延税金資産を計上しておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	i s p a c e EUROPE S.A.	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付	654,960	長期貸付金	1,905,677
				業務委託取引	254,258	未払費用	43,375
子会社	i s p a c e technologies U.S., inc.	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付	8,048,949	長期貸付金	27,140,776
子会社	株 式 会 社 i s p a c e O p e s J a p a n	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付	—	長期貸付金	35,964
				業務委託取引	23,682	未払金	—
				賃貸料の受取	22,554	その他流動資産	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 2. 業務委託については、発生コスト等を勘案して決定しております。
 3. 機器の賃貸料の受取については、発生コスト等を勘案して決定しております。
 4. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
 5. 子会社への長期貸付金に対し、合計16,428,776千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において合計11,049,624千円の貸倒引当金繰入額を計上しており、受取利息は不計上としております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	袴田 武史	(被所有) 直接 8.22%	代表取締役	借入株式の返還	1,329,120	—	—
役員	赤浦 徹	(被所有) 直接 2.20%	当社取締役	第三者割当による 新株式発行 (注)	99,964	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 第三者割当による新株式発行については、2025年10月6日開催の取締役会決議に基づき新株発行を決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	67円19銭
(2) 1株当たりの当期純損失	104円20銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ispace
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅谷哲史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有吉真哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ispaceの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ispace及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（前渡金に係る損失計上及び人員最適化の実施）に記載のとおり、会社は2026年3月27日開催の取締役会において、連結子会社である、ispace technologies U.S., inc.（決算日：2025年12月31日）について、米国ミッションスケジュールの再設定に伴い、開発中のランダー関連取引の見直し及び人員最適化の実施を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ispace
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 谷 哲 史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有 吉 真 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ispaceの2025年4月1日から2026年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

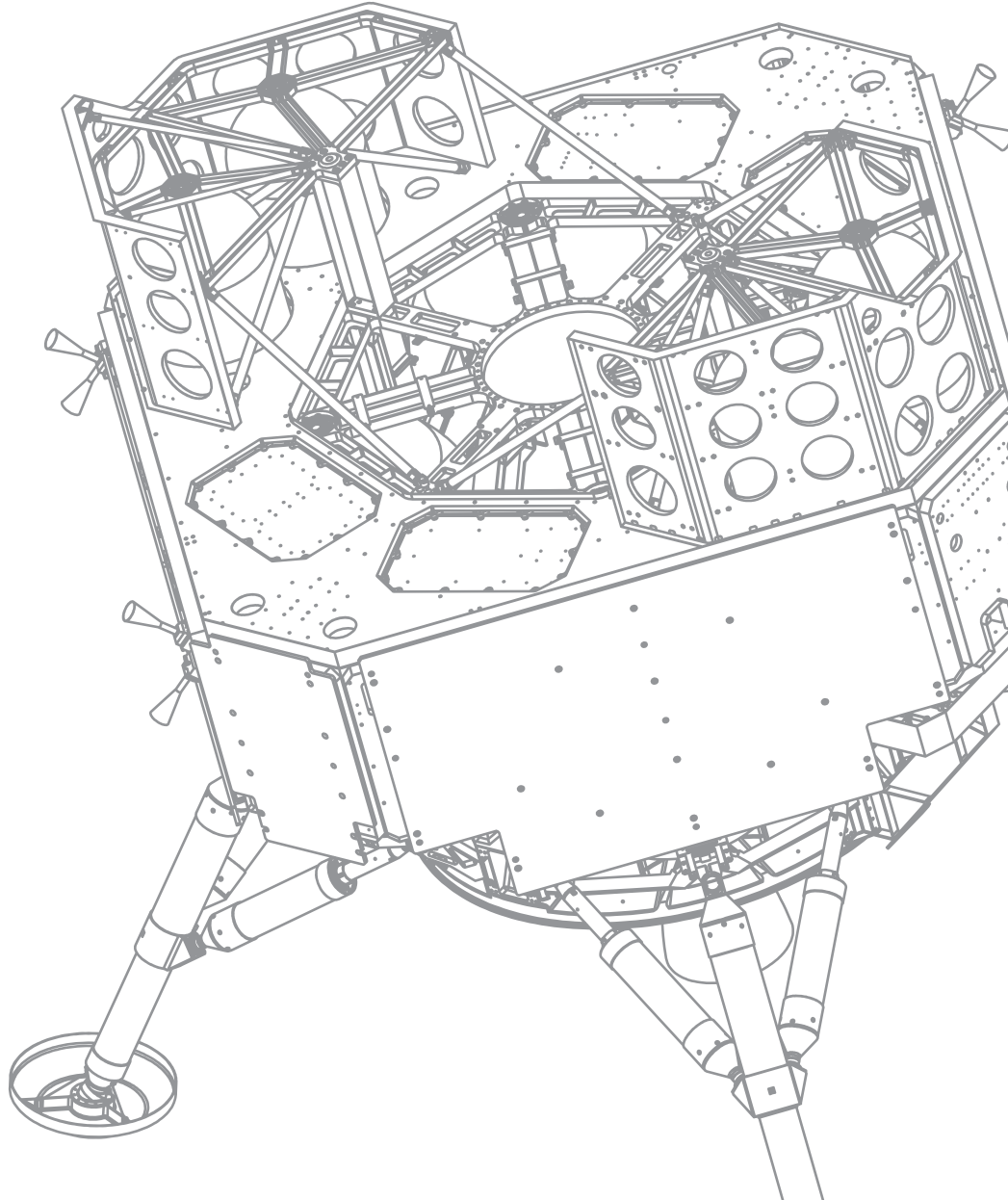
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社ispace 監査役会
常勤監査役 井上 優 司 ㊟
社外監査役 轟 芳 英 ㊟
社外監査役 内藤 亜 雅 沙 ㊟

以 上

**Expand our planet.
Expand our future.**



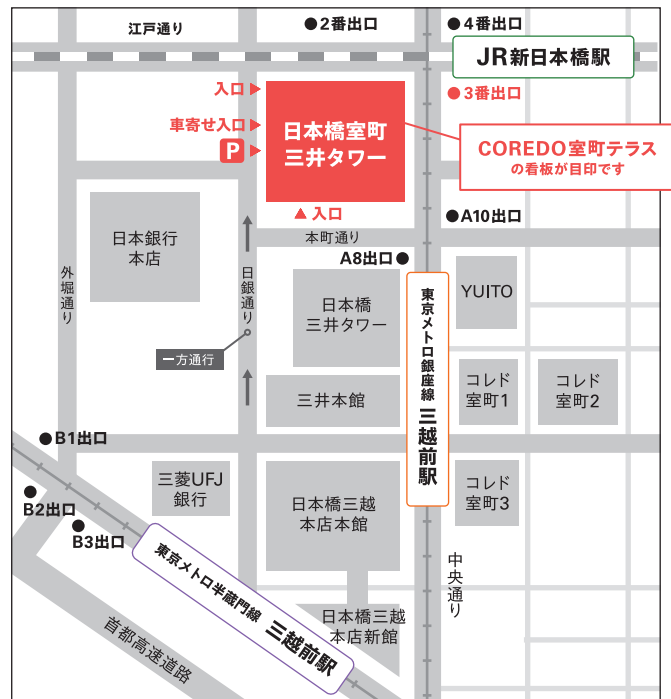
株主総会会場 ご案内図

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

日本橋室町三井タワー

COREDO室町テラス3階

「室町三井ホール&カンパレンス」



※商業施設の開店時間前ですので一部の入口が施錠されています。
地上から入館するには図中の「入口」をご利用ください。

最寄駅

JR「新日本橋駅」より徒歩3分

東京メトロ半蔵門線・銀座線「三越前駅」より地下直結

次の近隣施設と名称が類似しておりますのでご注意ください。

✕ コレド室町1・コレド室町2・コレド室町3

✕ 日本橋三井タワー・三井本館 ※日本橋三井ホールではありません

JR新日本橋駅からお越しの方

3番出口 を出て左手にCOREDO室町テラスが見えますので
信号を渡りオフィスイントランスからお入りください。

地下1階へ一度降り エレベーターにて3階へお上がりください。

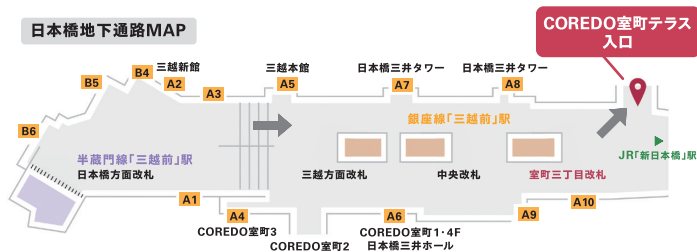


三越前駅からお越しの方

地下通路からCOREDO室町テラス入口までお越しください。

エスカレーター手前の郵便局までお進みいただき、

郵便局と反対側に位置するエレベーターにて3階へお上がりください。



お車でお越しの方

地下2階の駐車場から地下1階で一度降りてエレベーターを乗り換え、
3階へお上がりください。